

## 呉市地域福祉計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

---

呉市では、第5次呉市長期総合計画に示す将来都市像の実現に向け、地域の福祉課題を解決するために様々な施策に取り組んでいるところですが、福祉ニーズは多種多様化し、また、従来の高齢者、障害者、子どもといった分野ごとの制度や施策では対応できない課題が顕在化するなど市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな対応が求められています。

こうした個別の福祉施策だけでは対応が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図り、一人一人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として「呉市地域福祉計画」の策定を進めます。

### 2 地域福祉計画について

---

#### (1) 計画の概要・位置付け

地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成12年に法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、市町村地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定められました。

その後、平成29年6月の法の一部改正により、策定について任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

## (2) 地域福祉計画に記載すべき事項

地域福祉計画では法第107条第1項各号に掲げる事項を一体的に定めるとともに、法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村においては、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項とされています。

### ア 法第107条第1項各号に掲げる事項

- ・ 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### イ 法第106条の3第1項各号に掲げる事項

- ・ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援，地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備，地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- ・ 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行い，必要に応じて，支援関係機関に対し，協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- ・ 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が，地域生活課題を解決するために，相互の有機的な連携の下，その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

## (3) 地域福祉計画策定ガイドライン

平成30年4月の法の一部改正に伴い，国の技術的助言として，「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか通知）が発出され，本通知において，「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」が示されており，同ガイドラインで示される内容を踏まえ，地域福祉計画の策定作業を進めます。

## 3 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

---

### (1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは，ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において提案された理念で，制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世

代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のことをいいます。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた近年の国の動向

### ア 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告）

福祉サービスにおける諸課題の解消に向け、これらの課題を解決するためには、全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠であり、「様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」「地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供」「効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上」「新しい地域包括支援体制を担う総合的な人材の育成・確保」の四つの改革により包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すという方向性が示されました。

### イ ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する方向が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置などがされました。

### ウ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による法の一部改正

前述の地域福祉計画に関する見直しがされたほか、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。また、この理念を実現するため、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備など、包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

### エ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による法の一部改正

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた支援を一体的かつ重層的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を行うことができることや、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設することなどが規定されました。

#### 4 地域福祉計画の基本理念及び基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関する近年の国の動向を踏まえ、次のとおり地域福祉計画の基本理念及び基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けた取組を定めます。

##### (1) 基本理念（案）

基本理念
誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

##### (2) 基本目標と目標の実現に向けた取組（案）

基本目標	目標の実現に向けた取組内容
1 地域福祉の推進	○地域福祉を支える新たな基盤づくり
2 健康づくりの推進	○市民の主体的な健康づくりの推進 ○データヘルスの推進 ○地域保健・医療体制の確保
3 高齢者福祉の推進	○地域包括ケアシステムの推進 ○社会参加の促進 ○介護を支える仕組みの推進
4 障害者福祉の推進	○地域における生活の支援 ○就労支援の充実と雇用の促進 ○健康づくりへの支援 ○共に支え合い参加する社会づくり
5 生活困窮者の支援	○生活困窮者の生活の安定と自立の支援
6 妊娠・出産・子育て支援の充実	○妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ○社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援 ○支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

## 5 計画の推進体制

本計画は、市社会福祉協議会やあらゆる福祉分野で活躍する地域活動団体や社会福祉事業者等から成る「呉市保健福祉審議会」において、様々な立場から幅広く意見や助言を募りながら策定作業を進めます。

また、計画の策定後も定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行い、PDC Aサイクルに基づき計画の推進に努めます。

## 6 今後のスケジュール

事業名 【担当部局】	令和3年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域福祉計画策定 【福祉保健部】		◎行政報告(計画の策定について) ■保健福祉審議会(諮問) 骨子作成		■保健福祉審議会(中間報告) 素案作成	◎行政報告(パブリックコメント) パブコメ		■保健福祉審議会(答申)	◎行政報告(パブリックコメント報告・最終案) ★策定